いわてニューファーマー支援事業（就農準備資金）の研修終了後の書類提出について

　　令和６年７月17日

　　　原則として、就農予定地の市町村（就農予定地が複数市町村にまたがる場合は青年等就農計画又は経営改善計画を申請する市町村、面積等が最も大きい市町村）を管轄する広域振興局の農政担当部又はセンターあてに提出する。

【書類提出先一覧】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公所名 | 住所・電話番号 | 管轄市町村 |
| 盛岡広域振興局農政部農政推進課 | 〒020-0023盛岡市内丸11-1電話：019-629-6600 | 盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、八幡平市、葛巻町、岩手町 |
| 県南広域振興局農政部農業振興課 | 〒023-0053　奥州市水沢大手町1-2電話：0197-22-2842 | 奥州市、金ケ崎町 |
| 花巻農林振興センター農政推進課 | 〒025-0075花巻市花城町1-41電話：0198-22-4931 | 花巻市、北上市、西和賀町 |
| 遠野農林振興センター農業振興課 | 〒028-0525遠野市六日町1-22 電話：0198-62-9932 | 遠野市 |
| 一関農林振興センター農政推進課 | 〒021-8503一関市竹山町7-5電話：0191-26-1413 | 一関市、平泉町 |
| 沿岸広域振興局農林部地域農業活性化グループ | 〒026-0043釜石市新町6-50電話：0193-25-2704  | 釜石市、大槌町 |
| 大船渡農林振興センター農業振興課 | 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1電話：0192‐27‐9914 | 大船渡市、陸前高田市、住田町 |
| 宮古農林振興センター農政推進課 | 〒027-0072宮古市五月町1-20電話：0193-64-2214 | 宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村 |
| 県北広域振興局農政部農政調整課 | 〒028-8042久慈市八日町1-1電話：0194-53-4983 | 久慈市、洋野町、野田村、普代村 |
| 二戸農林振興センター農政推進課 | 〒028-6103二戸市石切所字荷渡6-3電話：0195-23-9203 | 二戸市、軽米町、九戸村、一戸町 |
| 農業普及技術課普及担当 | 〒020-8570 盛岡市内丸10-1電話：019-629-5654 | （就農地や居住地が県外の場合） |

　【提出書類及び期限等】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 提出期限 | 提出書類 | 備考 |
| 氏名、居住地、電話番号等を変更した場合 | 住所等の変更後１か月以内 | (国)住所等変更届（別紙様式第12号） | 交付期間～交付期間終了後６年間 |
| 就農の報告【全員】 | 就農後１か月以内 | (国)就農届（別紙様式第14号） |  |
| 就農が遅延する場合 | 研修終了後１年以内 | (国)就農遅延届（別紙様式第13号） | やむを得ない理由の場合 |
| 就農状況の報告【全員】 | 就農後毎年７月末及び１月末まで | (国)就農状況報告（別紙様式第９号、就農形態に応じた様式） | 交付期間終了後６年間 |
| 就農を中断する場合 | 就農中断後１か月以内 | (国)就農中断届（別紙様式第15号） | やむを得ない理由の場合 |
| 中断していた就農を再開する場合 | 随時 | (国)就農再開届（別紙様式第16号） |  |
| 離農する場合 | 随時 | (国)離農届（別紙様式第21号） | 交付期間終了後６年間 |
| 返還の免除を申し出る場合 | 随時 | (国)返還免除申請書（別紙様式第18号） | 病気等のやむを得ない事情がある場合 |

　　※(国)は「新規就農者育成総合対策実施要綱別記２」の様式を指す。